

自動車の使用者等に係る指示及び命令事務取扱いに関する訓令

平成10年4月1日

本部訓令第4号

〔沿革〕 平成15年4月本部訓令第12号、18年2月第5号、19年3月第4号、5月第13号、
29年3月第5号、令和3年2月第1号改正

自動車の使用者等に係る指示及び命令事務取扱いに関する訓令を次のように定める。

自動車の使用者等に係る指示及び命令事務取扱いに関する訓令

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 指示（第4条－第13条）

第3章 再発防止命令（第14条－第21条）

第4章 使用制限命令（第22条－第32条）

第5章 指示に係る使用制限命令（第33条－第35条）

第5章の2 放置違反金納付命令に係る使用制限命令（第35条の2－第35条の15）

第6章 自動車の使用者に対する報告又は資料の提出要求（第36条）

第7章 標章の除去（第37条・第38条）

第8章 処分記録の保存（第39条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第22条の2第1項、第58条の4、第58条の5第2項、第66条の2第1項、第75条第2項、第75条の2第1項、同条第2項、同条第3項、第75条の2の2第1項及び同条第2項の規定に基づき、茨城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う指示及び命令並びに警察署長が行う命令の事務手続について必要な事項を定めるものとする。

（準拠）

第2条 自動車の使用者等に係る指示及び命令に関する事務については、法、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）及び茨城県道路交通法施行細則（昭和53年茨城県公安委員会規則第11号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（用語の意義）

第3条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 放置車両 法第51条の4第1項に規定する違法駐車と認められる場合における車両であって、その運転者がこれを離れて直ちに運転することができない状態にあるものをいう。
- (2) 放置違反金納付命令 法第51条の4第4項に規定する公安委員会が放置車両と認められた車両の使用者に対して放置違反金の納付を命ずることをいう。
- (3) 過積載車両 法第57条第1項の制限に係る重量を超える積載をしている車両をいう。
- (4) 自動車の使用者 車両を使用する権原を有する者で、かつ、その運行を総括的に支配し及び管理する地位にある者をいう。ただし、所有権留保の場合は、買主等実質的な所有者をいう。
- (5) 自動車の使用の本拠 自動車の使用者その他管理責任が存在し、運行の拠点となる場所をいう。
- (6) 指示 法第22条の2第1項、第58条の4及び第66条の2第1項の規定に基づく指示をいう。
- (7) 使用者等以外の者 法第75条第1項の使用者等以外の者をいう。
- (8) 過積載要求等行為 法第58条の5第1項第1号の「過積載要求行為」及び同項第2号の「過積載知情売渡し・引渡し行為」をいう。
- (9) 再発防止命令 法第58条の5第2項及び規則第8条の3の規定により同条第1項の規定に違反する行為をしてはならない旨を命ずることをいう。
- (10) 使用制限命令 法第75条第2項の規定により当該自動車を運転し又は運転させてはならない旨を命ずることをいう。
- (11) 指示に係る使用制限命令 法第75条の2第1項の規定により当該自動車を運転し又は運転させてはならない旨を命ずることをいう。
- (12) 放置違反金納付命令に係る使用制限命令 法第75条の2第2項の規定により当該車両を運転し又は運転させてはならない旨を命ずることをいう。
- (13) 細目基準 「道路交通法第75条第2項の規定による自動車の使用制限に係る処分量定の細目基準」、「最高速度違反行為等に係る指示の運用基準及び当該指示に係る自動車の使用制限に係る処分量定の細目基準」及び「道路交通法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令に係る処分基準該当性判断に当たっての留意事項及び処分量定の細目基準」をいう。
- (14) 警察署等 警察署、交通部交通機動隊、交通部高速道路交通警察隊、生活安全部自動車警ら隊、生活安全部地域課鉄道警察隊及び警備部機動隊をいう。
- (15) 警察署長等 警察署等の長をいう。
- (16) 管轄署長 法第75条第1項の使用者等以外の者が法第58条の5第2項の規定に違反した場合における当該違反者の住所又はその者の事業所等の所在地を管轄する警察署長をいう。
- (17) 警察官等 警察官及び交通巡視員をいう。
- (18) 最高速度違反管理業務 電子計算組織による最高速度違反管理業務をいう。
- (19) 放置駐車違反管理システム 電子計算組織による放置駐車違反管理業務をいう。

(20) 過積載違反管理業務 電子計算組織による過積載違反管理業務をいう。

第2章 指示

(指示対象事案の報告)

第4条 警察官は最高速度違反車両を検挙（告知）した場合において、当該違反行為が当該車両の使用者以外の運転者によって当該使用者の業務に関して行われたときは、最高速度違反登録票（様式第1号）を作成し、警察署長等に報告するものとする。

2 警察官は、過積載車両を検挙したときは、交通切符4枚目の交通法令違反事件簿又は交通反則切符5枚目の交通反則事件簿に通行指示書（規則別記様式第4の2）を添付し、警察署長等に報告するものとする。

3 警察官は過労運転車両を検挙（告知）した場合において、当該違反行為が当該車両の使用者以外の運転者によって当該使用者の業務に関して行われたときは、送致書の写しによって警察署長等に報告するものとする。

(指示対象車両の登録等)

第5条 警察署長等は、最高速度違反車両又は過積載車両の報告を受けたときは、最高速度違反管理業務又は過積載違反管理業務に定めるところにより、当該違反行為を登録し、及び管理するものとする。

2 警察署長等は、過労運転車両の報告を受けたときは、送致書の写しを交通部交通指導課長（以下「交通指導課長」という。）を経由して速やかに交通部長に送付するものとする。

(関係資料の管理)

第6条 交通指導課長は、警察署長等から送付のあった過労運転に係る送致書の写しを保管するものとする。

(関係資料の送付)

第7条 交通部長は、最高速度違反管理業務若しくは過積載違反管理業務又は警察署長等から過労運転に係る送致書の写しの送付を受けたことにより指示対象事案を把握したときは、警察署長等に対し次に掲げる資料の送付を求めるものとする。

- (1) 交通反則事件簿の写し
- (2) 交通法令違反事件簿の写し
- (3) 最高速度違反登録票
- (4) 通行指示・応急措置報告書の写し
- (5) その他必要な関係書類

2 警察署長等は、交通部長から前項に規定する資料の送付を求められた場合は、交通指導課長を経由して速やかに送付するものとする。

(指示対象事案の審査)

第8条 交通部長は、前条第1項の規定により送付された関係資料及び細目基準に基づいて、当該事案が指示に該当するか否かを審査するものとする。

(指示に係る協議等)

第9条 交通部長は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定による自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）の規定による第二種貨物利用運送事業を営業者（以下「自動車運送事業者等」という。）に対して公安委員会による指示を行おうとする場合又は行った場合は、公安委員会と国土交通省関東運輸局長（以下「関東運輸局長」という。）との協定に基づき意見聴取、協議又は通知を行うものとする。

(指示書の送付)

第10条 交通部長は、指示を決定したときは、当該指示に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長に対し、指示書（細則様式第22号、第32号又は第33号）を送付するものとする。

(指示書の交付)

第11条 警察署長は、指示書の送付を受けたときは、速やかに当該指示を受ける者に対し、指示書を交付するものとする。

2 指示書は、原則として指示を受ける者に直接交付するものとする。但し、これによりがたいときは、配達証明書留郵便により交付するものとする。

(交付結果の報告及び整理)

第12条 警察署長は、指示書を直接交付した場合は指示書交付報告書（様式第2号）の指示書の受領者欄に当該指示を受けたものの署名押印を得て、又は配達証明書留郵便により指示書を交付した場合は配達証明書を指示書交付報告書に添付し、交通部長に報告するものとする。

2 警察署長は、指示を受ける者が所在不明等により指示書を交付できなかった場合は、指示書交付不能報告書（様式第3号）に指示書を添えて、交通部長に報告するものとする。

(指示処分の管理)

第13条 交通指導課長は、指示の執行状況を指示処分管理台帳（様式第4号）に記載しておくものとする。

第3章 再発防止命令

(命令対象事案の報告)

第14条 警察官等は、交通違反事件又は交通事故事件の捜査の過程等において、再発防止命令対象事案を認知したときは、運転者等から事情聴取を行い、事情聴取書（様式第5号）及び調査報告書（様式第6号）を作成して、警察署長等に報告するものとする。

（通報手続き等）

第15条 前条の報告を受けた警察署長等は、過積載要求等行為容疑事案報告書（様式第7号）に次の各号に掲げる資料を添付して、警察本部長（以下「本部長」という。）に報告するものとする。

- (1) 事情聴取書
- (2) 調査報告書
- (3) 交通（反則）切符の写し
- (4) 通行指示・応急措置報告書の写し
- (5) 重量測定結果記録書の写し
- (6) その他関係資料

2 本部長は、再発防止命令対象事案に係る使用者等以外の者の住所又はその者の事業所等の所在地が本県内にあるときは、過積載要求等行為容疑事案調査指示書（様式第8号）により、管轄署長に当該命令事案の調査を命じ、その結果について報告を求めるものとする。

3 本部長は、再発防止命令対象事案に係る使用者等以外の者の住所又はその者の事業者等の所在地が他の都道府県警察（以下「他県警察」という。）の管轄区域内にあるときは、過積載要求等行為容疑事案通報書（様式第9号）により、当該他県警察に通報するものとする。

（管轄署長の調査）

第16条 管轄署長は、本部長から再発防止命令対象事案の調査を命じられたときは、その結果を過積載要求等行為容疑事案報告書（様式第7号）により、本部長に報告するものとする。

（命令の執行）

第17条 本部長は、調査の結果、指示に係る過積載要求等行為の事実が明らかになったときは、管轄署長に対し再発防止命令書（規則様式第4の3）により、速やかに再発防止命令を行うよう指示するものとする。

2 再発防止命令書は、原則として当該命令を受ける者に直接交付するものとする。ただし、これによりがたいときは配達証明書留郵便により交付するものとする。

3 管轄署長は、前項の再発防止命令書を交付したときは、再発防止命令執行報告書（甲）（様式第10号）にその写しを添えて本部長に報告するものとする。ただし、配達証明書留郵便により再発防止命令書を交付したときは、再発防止命令執行報告書（乙）（様式第11号）にその写しを添えて本部長に報告するものとする。

（監督行政庁に対する連絡）

第18条 管轄署長は、再発防止命令書を交付しようとする場合において、当該命令に係る使用者等以外の者が貨物利用運送事業法の規定による貨物自動車運送事業者であるときは、再発防止命令に関する連絡書（様式第12号）により、あらかじめ茨城運輸支局長を経由して関東運輸局長に連絡するものとする。

（事業所に対する連絡）

第19条 管轄署長は、再発防止命令書を交付した場合において、命令を受けた者が事業所等の従業者であるときは、当該事業所等の代表者に対して再発防止命令執行通知書（様式第13号）により通知するものとする。

（交付結果等の記録）

第20条 管轄署長は、再発防止命令書を直接交付した場合は再発防止命令執行書（様式第14号）の受領欄に当該命令を受ける者の署名押印を得て、又は配達証明書留郵便により交付した場合は配達証明書を再発防止命令執行書に添付して保管するものとする。

2 管轄署長は、命令を受ける者が所在不明等により命令書を交付できなかった場合は、命令書の交付を担当した者に再発防止命令執行不能報告書（様式第15号）により報告させるものとする。

3 管轄署長は、前項の報告を受けたときは、再発防止命令執行不能報告書（様式第15号）に命令書を添付して保管するものとする。

（執行状況の管理）

第21条 交通指導課長は、再発防止命令の執行状況を再発防止命令執行台帳（様式第16号）に記載しておくものとする。

第4章 使用制限命令

（命令対象事案の報告）

第22条 警察官等は、交通違反事件又は交通事故事件の捜査の過程等において、使用制限命令対象事案を把握したときは、自動車使用制限命令事案発見報告書（様式第17号）に関係書類を添えて警察署長等に報告するものとする。

（命令対象事案の上申）

第23条 警察署長等は、前条の報告を受けた場合は、当該事案が使用制限命令対象事案に該当するか否かを審査し、該当すると認めるときは、自動車使用制限命令事案上申書（様式第18号）に関係書類を添えて本部長に上申するものとする。

（命令対象事案の審査）

第24条 本部長は、前条の自動車使用制限命令上申書を受領したときは、関係資料及び細目基準に基づき、使用制限命令対象事案に該当するか否かを審査するものとする。

(命令対象事案の移送)

第25条 本部長は、前条の審査により、使用制限命令に該当すると認めたもののうち、当該使用制限命令に係る自動車の使用の本拠の位置が他県警察の管轄区域内にあるものについては、自動車使用制限命令事案移送通知書（様式第19号）に関係書類を添えて、当該他県警察に移送するものとする。

(事業者カードの作成及び保管)

第26条 交通指導課長は、警察署長等から上申のあった使用制限命令対象事案（他県警察へ移送したものを除く。）及び他県警察から移送を受けた使用制限命令対象事案について、事業所カード（様式第20号）を作成し、警察署別に保管するものとする。

(監督行政庁からの意見聴取)

第27条 交通部長は、使用制限命令を執行しようとする場合において、当該使用制限に係る自動車の使用者が自動車運送事業者等であるときは、自動車の使用制限に関する通知書（細則様式第108号）により茨城運輸支局長を経由して関東運輸局長に通知し、その意見を聴かなければならない。

(命令の執行)

第28条 本部長は、使用制限命令を決定したときは、自動車使用制限書（細則様式第46号。以下「使用制限命令書」という。）及び規則第9条の15の規定による標章（以下「標章」という。）を作成し、当該使用制限命令に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長に送付するものとする。

2 前項の規定により使用制限命令書及び標章の送付を受けた警察署長は、速やかに使用制限命令を受ける者にその理由を告げ、使用制限命令書を交付するとともに、当該使用制限に係る自動車の全面ガラスの見やすい箇所に標章をはり付けるものとする。

(命令結果の報告等)

第29条 警察署長は、使用制限命令書を交付したときは、自動車使用制限命令執行報告書（様式第21号）により本部長に報告するものとする。

2 警察署長は、使用制限命令を受ける者が所在不明のため、又は当該自動車を転売し、若しくは廃車にしたため使用制限命令書を交付できないときは、自動車使用制限命令執行不能報告書（様式第22号）に使用制限命令書及び標章を添えて本部長に報告するものとする。

(命令結果の管理)

第30条 交通指導課長は、前条の報告を受けたときは、事業所カード（様式第20号）に使用制限命令の内容を記載するとともに、自動車使用制限命令執行簿（様式第23号）に使用制限命令の執行状況を記載して、その経過を明らかにしておくものとする。

(他県警察への執行依頼)

第31条 本部長は、使用制限命令が決定された後、当該使用制限命令に係る自動車の使用の本拠の位置が他県警察の管轄区域内に変更されたときは、自動車使用制限命令執行依頼書(様式第24号)に、使用制限命令書、標章、その他関係書類を添えて当該他県警察に使用制限命令の執行を依頼するものとする。

(他県警察からの依頼による使用制限命令の執行)

第32条 本部長は、他県警察から使用制限命令の執行依頼を受けたときは、当該使用制限命令に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長に、使用制限書及び標章を送付するものとする。

2 前項の使用制限命令書及び標章の送付を受けた警察署長は、速やかに使用制限命令書を交付するとともに、その結果を本部長に報告するものとする。この場合において、本部長に対する報告は、第29条の規定を準用する。

3 本部長は、前項の報告を受けたときは、使用制限命令の執行の依頼のあった他県警察に対し、自動車使用制限命令執行通知書(様式第25号)により通知するものとする。

第5章 指示に係る使用制限命令

(関係資料の送付)

第33条 本部長は、最高速度違反管理業務、過積載違反管理業務又は過労運転管理業務により指示に係る使用制限命令対象事案を把握した場合は、警察署長に対し、第7条第1項各号に掲げる資料の送付を求めるものとする。

2 警察署長等は、本部長から前項の資料の送付を求められた場合は、速やかに送付するものとする。

(命令対象事案の審査)

第34条 本部長は、前条第1項の規定により警察署長等から送付された関係資料及び細目基準に基づき、指示に係る使用制限命令対象事案に該当するか否かを審査するものとする。

(準用規定)

第35条 指示に係る使用制限命令の事務処理については、第22条から第32条までの規定を準用する。この場合において、第26条中「警察署長等から上申のあった使用制限命令対象事案」とあるのは、「最高速度違反管理業務及び過積載違反管理業務により出力し、又は警察署長が把握した指示に係る使用制限命令対象事案」と読み替えるものとする。

第5章の2 放置違反金納付命令に係る使用制限命令

(使用制限基準該当車両の把握)

第35条の2 法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令の基準に該当する車両（以下「基準該当車」という。）は、放置駐車違反管理システムによる警察庁からの通報を受理することにより把握するものとする。

（使用制限基準該当性の確認）

第35条の3 交通指導課長は、前条の基準該当車の通報を受理したときは、当該車両に係る放置違反金納付命令書及び使用制限書の写しにより、当該通報に誤りがないか否か確認するものとする。

2 前項による当該通報に誤りがないと認めるときは、当該基準該当車の使用者及び使用の本拠の位置等について、茨城県警察照会センターを通じて、車両関係ファイル及び盗品等照会関係ファイルにより変更の有無を確認するものとする。

（車両使用制限命令事案の報告）

第35条の4 交通指導課長は、前条により、基準該当車について法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令の基準を満たし、県内に当該車両の使用の本拠があると認められる場合は、車両使用制限命令事案報告書（様式第17号の2）を作成し、本部長に報告するものとする。

2 基準該当車が車両の使用制限命令の基準を満たさないと認める場合、当該基準該当車が滅失している、又は使用者が変更されている等により使用制限命令を行うことができない場合は、手続を打ちきるものとする。

（車両使用制限命令事案の移送）

第35条の5 本部長は、第35条の3により基準該当車が車両の使用制限命令の基準を満たすと認められるが、既に当該基準該当車の使用の本拠の位置が他の都道府県警察の管轄区域内に移転しているときは、車両使用制限命令事案移送通知書（様式第19号の2）に関係書類を添えて、当該他県警察に移送するものとする。

（処分量定の審査）

第35条の6 本部長は、令第26条の8に規定する車両の使用の制限命令の処分基準に該当することとなった車両の使用者に対する使用制限命令の処分期間の具体的量定は、細目基準に基づき審査して行うものとする。

（監督行政庁からの意見聴取）

第35条の7 交通部長は、使用制限命令を執行しようとする場合において、当該命令に係る車両の使用者が自動車運送事業者等であるときは、車両の使用制限に関する意見照会書（細則様式第109号）により茨城運輸支局長を経由して関東運輸局長に通知し、その意見を聴かなければならない。

（聴聞の手続き）

第35条の8 本部長は、法第75条の2第3項において準用する法第75条第4項の規定による車両の使用制限命令に係る聴聞を行うに当たり、使用制限命令を受ける対象となる車両の使用者（以下この条において「当事者」という。）に聴聞通知書（平成8年茨城県公安委員会規則第7号別記様式第6号）により通知したときは、当事者から受領書（様式第25号の3）を徴するものとする。

2 聴聞の期日及び場所の公示は、様式第25号の4により行うものとする。ただし、当事者の所在が判明しない場合において、聴聞の通知を行政手続法第15条第3項に規定する方法により行うときは、様式第25号の5により行うものとする。

（聴聞後における車両使用制限命令事案の移送）

第35条の9 本部長は、聴聞後、使用制限命令が決定される前に処分対象車両の使用の本拠の位置が他県警察の管轄区域内に移転された場合は、車両使用制限命令事案移送通知書（様式第19号の2）に車両使用制限命令事案報告書の写し、処分の量定に関する意見について記載した書類その他関係書類を添えて、当該他県警察に移送するものとする。

2 本部長は、他県警察から移送を受けたときは、処分決定に先立ち、改めて聴聞を行うものとする。

（処分の執行）

第35条の10 本部長は、使用制限命令を決定したときは、車両の使用制限書（細則様式第47号。以下「使用制限書」という。）及び標章を当該使用制限命令に係る車両の本拠の位置を管轄する警察署長に送付するものとする。

2 前項の規定により使用制限書及び標章の送付を受けた警察署長は、速やかに使用制限命令を受ける者にその理由を告げ、使用制限書を交付するとともに、当該使用制限に係る車両の前面の見やすい箇所に標章を貼り付けるものとする。

（処分執行結果の報告）

第35条の11 警察署長は、使用制限書を交付したときは、車両使用制限処分執行報告書（様式第21号の2）を作成し、本部長に報告するものとする。

2 警察署長は、使用制限命令を受ける者が所在不明、又は当該車両が滅失、若しくは使用者が変更されているため使用制限命令を行うことができないときは、車両制限命令執行不能報告書（様式第22号の2）に使用制限書及び標章を添えて本部長に報告するものとする。

（処分執行結果の管理）

第35条の12 交通指導課長は、前条の報告に基づき車両使用制限命令事案報告書に使用制限命令の執行状況を追記し、その経過を明らかにしておくものとする。

（他県警察への処分執行依頼）

第35条の13 本部長は、使用制限命令が決定された後、当該使用制限命令に係る車両の使用の本拠の位置が他県警察の管轄区域内に変更されたときは、車両使用制限処分執行依頼書(様式第24号の2)に、車両の使用制限書、標章、その他関係書類を添付して当該他県警察に処分の執行を依頼するものとする。

(他県警察からの依頼による処分執行)

第35条の14 本部長は、他県警察から処分の執行依頼を受けたときは、当該使用制限命令に係る車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署長に、車両の使用制限書及び標章を送付するものとする。

2 前項の車両の使用制限書及び標章の送付を受けた警察署長は、速やかに車両の使用制限書を交付するとともに、その結果を本部長に報告するものとする。この場合において、本部長に対する報告は、第35条の10の規定を準用する。

3 本部長は、前項の報告を受けたときは、使用制限命令の執行依頼のあった他県警察に対し、車両使用制限処分執行通知書(様式第25号の2)により通知するものとする。

(警察庁への報告)

第35条の15 交通指導課長は、処分が決定されたとき、及び処分執行が行われたときは、その旨及び処分の内容を、放置駐車違反管理システムにより警察庁に報告するものとする。

第6章 自動車の使用者に対する報告又は資料の提出要求

(使用者に対する報告又は資料の提出要求)

第36条 交通部長は、法第75条の2の2の規定に基づき、安全運転管理、速度、駐車若しくは積載又は運転者の心身の状態に関して自動車の適正な使用を図るため必要があると認めるときは、自動車の使用者に対し必要な報告又は資料の提出を求めるものとする。

2 法第75条の2の2第1項の規定に基づく報告又は資料の提出要求は、自動車の使用者に対し、安全運転管理に関する報告・資料提出命令書(細則様式第44号)により行い安全運転管理に関する報告・資料提出書(様式第26号)によりこれを提出させるものとする。

3 法第75条の2の2第2項の規定に基づく報告又は資料の提出要求は、自動車の使用者に対し、速度、駐車若しくは積載又は運転者の心身の状態に関する報告・資料提出命令書(細則様式第45号)により行い、速度、駐車、若しくは積載又は運転者の心身の状態に関する報告・資料提出書(様式第27号)により提出させるものとする。

4 安全運転管理に関する報告・資料の提出命令書又は速度、駐車若しくは積載又は運転者の心身の状態に関する報告・資料提出命令書による報告又は資料の提出があった場合は、取扱者が安全運転管理に関する報告・資料提出書又は速度、駐車、若しくは積載又は運転者の心身の状態に関する報告・資料提出書の受領者欄に署名押印し、資料を返還する場合は、取扱者が返還欄に提出者の記名を得て、その処理状況を明らかにしておく

ものとする。

第7章 標章の除去

(標章の除去の手續)

第37条 法第75条第10項(法第75条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定による標章の除去申請の受理及び除去に関する事務は、当該申請に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長が行うものとする。

- 2 警察署長は、規則第9条の16の規定による標章除去申請書に添付された書面を審査し、申請者が申請に係る自動車の使用について権原を有する者であり、かつ、当該自動車を被処分者に使用させることがないことを確認した場合は、当該標章を取り除かなければならない。
- 3 警察署長は、標章除去申請書を審査した結果、申請手續が不備又は内容が不適格であると認めたときは、当該申請を却下しなければならない。

(標章の除去処分の報告)

第38条 警察署長は、標章を除去したときは、標章除去処分結果報告書(様式第28号)により本部長に報告するものとする。

第8章 処分記録の保存

(処分記録の保存)

第39条 交通指導課長は、事業所カード、指示又は命令に関する各上申書、報告書等の書類を3年間保管しておくものとする。

附 則

- 1 この訓令は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 放置及び過積載車両に係る指示及び命令等の事務取扱いに関する訓令(平成6年茨城県警察本部訓令第17号)は、廃止する。

附 則 (平成15年4月30日本部訓令第12号)

この訓令は、平成15年5月1日から施行する。

附 則 (平成18年2月23日本部訓令第5号)

この訓令は、平成18年6月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月29日本部訓令第4号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年5月31日本部訓令第13号)

この訓令は、平成19年6月2日から施行する。

附 則 （平成29年3月6日本部訓令第5号）

この訓令は、平成29年3月12日から施行する。

附 則 （令和3年2月12日本部訓令第1号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和3年2月12日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この訓令の改正後の様式によるものとみなす。
- 3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

< 様式略 >